教職課程認定審査の確認事項

平成１３年７月１９日

課程認定委員会決定

|  |  |
| --- | --- |
| 一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正  一部改正 | 平成１６年６月１５日  平成１８年４月２５日  平成２０年５月１３日  平成２０年１２月３日  平成２７年１０月３０日  平成２９年１１月１７日  平成３０年１０月９日  令和元年７月１９日  令和２年１０月２１日  令和３年５月７日  令和３年８月４日  令和３年１２月９日  令和４年１１月２５日  令和５年９月２８日 |

**１　教育上の基本組織関係**

(1)　大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第７条の２に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第８５条ただし書きに規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員研究実施組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。

ただし、以下の場合は、新たに課程認定を行うことを要しない。

① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合

② 学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合

③ 学校教育法第４条第２項第１号及び第３号で定める事項として学校教育法施行令第２３条の２第１項第１号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第２６条第１項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

④ 既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第２条第５項又は第３条第６項（第４条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学においてこれに準ずる手続きを含む。）のうち、当該学科等に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合

(2)　既に認定を受けている大学が、大学設置基準第五十七条第一項、専門職大学設置基準第七十六条第一項、大学通信教育設置基準第十二条第一項、短期大学設置基準第五十条第一項、専門職短期大学設置基準第七十三条第一項又は短期大学通信教育設置基準第十二条第一項の規定による認定を受ける場合であって、教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第２２条第６項に係る教育課程を編成するもののうち、読替後の施行規則第２２条第３項又は第４項に該当する場合は、当該大の教職課程を適正に実施できるものであるか確認するため、新たに課程認定を行うものとする。ただし、この場合の教員審査は行わないものとする。

(3)　既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教育研究実施組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。

(4)　既に認定を受けた教職課程に、内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくても差し支えないものとする。

(5)　基準２（６）に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。

① 学科等の名称及び設置理念、学位及び学位の分野（短期大学においては学科の属する分野）

② 学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合

③ 卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け

④ その他課程認定委員会において必要とされる事項

２　教育課程関係

(1)　施行規則第４条第１項表備考第２号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。

(2)　領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含 む。）に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報通信技術の活 用を含む。）に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係 る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。

(3)　授業科目の名称は、施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に 表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用いているものについては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断した場合に認めること ができるものとする。

(4)　施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く）。

(5)　「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。

① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること

② 各事項において(8)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと

③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること

④ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること

(6)　教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育 活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは 休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のもの）の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること

② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること

③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

(7)　留学プログラム・海外研修等の科目や、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成９年法律第90号）」に基づく介護等の体験における学修について、認定を受けようとする学科等の教員養成の目標やそれを達成するための計画に即し、教職課程の科目として位置付けることが相応しいと認められる内容の科目は、当該学科等の教職課程の科目に含めることができる。

(8)　授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

① 教職課程コアカリキュラム（令和３年８月４日 教員養成部会決定）

② 外国語（英語）コアカリキュラム（文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成２８年度報告書）

③ 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

（令和４年７月２７日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）

**３　教育研究実施組織関係**

(1)　担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻 分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

(2)　小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることを可能とする。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 認定を受けようとする課程 | 既に認定を受けている課程 |
| 幼稚園教諭免許課程 | 小学校教諭免許課程 |
| 小学校教諭免許課程 | 幼稚園教諭免許課程 |
| 中学校教諭免許課程（国語） | 高等学校教諭免許課程（国語）  　高等学校教諭免許課程（書道） |
| 中学校教諭免許課程（社会） | 高等学校教諭免許課程（地理歴史）  高等学校教諭免許課程（公民）  中学校教諭免許課程（宗教）  高等学校教諭免許課程（宗教） |
| 中学校教諭免許課程（数学） | 高等学校教諭免許課程（数学）  高等学校教諭免許課程（情報） |
| 中学校教諭免許課程（理科） | 高等学校教諭免許課程（理科） |
| 中学校教諭免許課程（音楽） | 高等学校教諭免許課程（音楽） |
| 中学校教諭免許課程（美術） | 高等学校教諭免許課程（美術）  高等学校教諭免許課程（工芸） |
| 中学校教諭免許課程（保健体育） | 高等学校教諭免許課程（保健体育）  中学校教諭免許課程（保健）  高等学校教諭免許課程（保健）  高等学校教諭免許課程（看護）  養護教諭免許課程 |
| 中学校教諭免許課程（保健） | 高等学校教諭免許課程（保健）  中学校教諭免許課程（保健体育）  高等学校教諭免許課程（保健体育）  高等学校教諭免許課程（看護）  養護教諭免許課程 |
| 中学校教諭免許課程（技術） | 高等学校教諭免許課程（情報）  高等学校教諭免許課程（工業） |
| 中学校教諭免許課程（家庭） | 高等学校教諭免許課程（家庭） |
| 中学校教諭免許課程（職業指導） | 高等学校教諭免許課程（職業指導） |
| 中学校教諭免許課程（英語） | 高等学校教諭免許課程（英語） |
| 中学校教諭免許課程（宗教） | 高等学校教諭免許課程（宗教） |
| 高等学校教諭免許課程（国語） | 中学校教諭免許課程（国語）  　高等学校教諭免許課程（書道） |
| 高等学校教諭免許課程（地理歴史） | 中学校教諭免許課程（社会） |
| 高等学校教諭免許課程（公民） | 中学校教諭免許課程（社会）  中学校教諭免許課程（宗教）  高等学校教諭免許課程（宗教） |
| 高等学校教諭免許課程（数学） | 中学校教諭免許課程（数学）  　高等学校教諭免許課程（情報） |
| 高等学校教諭免許課程（理科） | 中学校教諭免許課程（理科） |
| 高等学校教諭免許課程（音楽） | 中学校教諭免許課程（音楽） |
| 高等学校教諭免許課程（美術） | 中学校教諭免許課程（美術）  　高等学校教諭免許課程（工芸） |
| 高等学校教諭免許課程（工芸） | 中学校教諭免許課程（美術）  　高等学校教諭免許課程（美術） |
| 高等学校教諭免許課程（書道） | 中学校教諭免許課程（国語）  　高等学校教諭免許課程（国語） |
| 高等学校教諭免許課程（保健体育） | 中学校教諭免許課程（保健体育）  中学校教諭免許課程（保健）  高等学校教諭免許課程（保健）  高等学校教諭免許課程（看護）  養護教諭免許課程 |
| 高等学校教諭免許課程（保健） | 中学校教諭免許課程（保健）  中学校教諭免許課程（保健体育）  高等学校教諭免許課程（保健体育）  高等学校教諭免許課程（看護）  養護教諭免許課程 |
| 高等学校教諭免許課程（看護） | 中学校教諭免許課程（保健）  中学校教諭免許課程（保健体育）  高等学校教諭免許課程（保健）  高等学校教諭免許課程（保健体育）  養護教諭免許課程 |
| 高等学校教諭免許課程（家庭） | 中学校教諭免許課程（家庭） |
| 高等学校教諭免許課程（情報） | 中学校教諭免許課程（数学）  　中学校教諭免許課程（技術） |
| 高等学校教諭免許課程（工業） | 中学校教諭免許課程（技術） |
| 高等学校教諭免許課程（職業指導） | 中学校教諭免許課程（職業指導） |
| 高等学校教諭免許課程（英語） | 中学校教諭免許課程（英語） |
| 高等学校教諭免許課程（宗教） | 中学校教諭免許課程（宗教） |
| 養護教諭免許課程 | 中学校教諭免許課程（保健）  中学校教諭免許課程（保健体育）  高等学校教諭免許課程（保健）  高等学校教諭免許課程（保健体育）  　高等学校教諭免許課程（看護） |